

# 青森県報

第四千二百六十号

平成二十九年  
二月十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定解除……………	(林政課) ……	一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(河川砂防課) ……	一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(同) ……	二
土砂災害警戒区域の指定……………	(同) ……	三
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) ……	三

### 公 告

インターネットシステム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………	(情システム課) ……	四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地民局) ……	五
右 同……………	(上北地民局) ……	六
右 同……………	(下北地民局) ……	六
出先機関……………	(上北地民局) ……	六
道路の位置の指定……………	(同上) ……	六
公営企業……………	(同上) ……	六
青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札……………	(病院課局) ……	七

告

示

### 青森県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
    - (一) 青森市大字浅虫字蛸谷一〇五の三九（次の図に示す部分に限る。）
    - (二) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
    - (三) 保安林の解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
    - (四) 保安林の所在場所  
青森市大字浅虫字蛸谷一〇五の三九（次の図に示す部分に限る。）
    - (五) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
    - (六) 保安林の解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 青森県告示第八十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塩越土砂災害警戒区域及び塩越土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 丑ヶ沢一号土砂災害警戒区域及び丑ヶ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 田ノ沢二号土砂災害警戒区域及び田ノ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 上蟹田土砂災害警戒区域及び上蟹田土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 館ノ沢一号土砂災害警戒区域及び館ノ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塩越土砂災害警戒区域及び塩越土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 丑ヶ沢一号土砂災害警戒区域及び丑ヶ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 田ノ沢二号土砂災害警戒区域及び田ノ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 館ノ沢一号土砂災害警戒区域及び館ノ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

上蟹田土砂災害警戒区域

一 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十九年二月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画道路事業(三・四・四号 春日台十和田線)

三 事業施行期間

平成二十四年六月二十日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

## 公 告

インターネットシステム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間  
インターネットシステム機器等 一式

平成二十九年五月一日から平成三十四年二月二十八日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に關係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限  
平成二十九年三月六日 午後五時

5 提出場所  
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 〇一七 七三四 九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一  
 青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
 電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十九年三月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
 青森県庁舎南棟地下一階会計管理課入札室  
 平成二十九年三月二十七日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていないと判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち十一か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十九年年度の契約金額とする。ただし、平成三十年年度から平成三十二年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を十一で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十三年年度の契約金額は落札価格とする。

6 入札手続の停止等

平成二十九年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system 1 set  
 (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 24, 2017

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division  
 Department of Planning and Policies  
 Aomori Prefectural Government  
 1-1-1 Nagashima  
 Aomori City, Aomori 030-8570  
 JAPAN  
 TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社福土建設
- 二 代表者の氏名 福土 地美子
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字今別字中沢一六三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二五)第一三二四八号
- 五 取消年月日 平成二十九年一月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社タナカ設備
- 二 代表者の氏名 田中 健太郎
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市穂並町一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八)第六二八二二号
- 五 取消年月日 平成二十九年一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
機械器具設置工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社幸進
- 二 代表者の氏名 齋ヶ谷 政二
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字斗南岡二九の四四三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第六〇〇一三八号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

上北地域県民局長 山 田 裕

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市西二十三番町二八〇の一	五・七六メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・二・一

## 公 営 企 業

青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 青森県立中央病院清掃作業等
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
- 4 業務場所 青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
  - 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。
  - 5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。
  - 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成二十四年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。
  - 7 本業務について入札説明書に記載された作業体制が整備されていることを証明した者であること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市東造道二丁目一の一  
青森県立中央病院 管理課  
電話 〇一七 七二六 八三一九
  - 2 入札書の提出期限  
平成二十九年三月二十四日 午前十時
  - 3 開札の場所及び日時  
青森市東造道二丁目一の一  
青森県立中央病院 三階大会議室  
平成二十九年三月二十四日 午前十時
  - 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。
  - 5 契約書の取り交わしの時期  
平成二十九年四月一日
  - 6 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入

札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を平成二十九年三月十日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき本業務の作業計画書を作成し、これを平成二十九年三月十日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該作業計画書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該作業計画書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した2の(二)の作業計画書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額のうち一事業年度分の金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等

平成二十九年年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

S U M M A R Y

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural Central Hospital

2 Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2020

3 Time Limit for tender:

10:00 a.m. March 24, 2017

4 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural Central Hospital  
2-1-1 Higashitukurimichi,  
Aomori City, Aomori 030-8553

J A P A N

T E L 017-726-8319

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	